

これまでの議論を踏まえた主な論点（案）

総論

- (1) 柔道整復療養費との関係
 - ・ 柔道整復療養費と並行して、あはき療養費の不正対策についても検討・強化することについて、どう考えるか。
- (2) 保険者機能の強化と厚生局による指導監督の必要性
 - ・ 不正対策について、まずは保険者機能の強化を図るべきという意見と、並行して地方厚生局による指導監督を行うべきという意見について、どう考えるか。
- (3) 代理受領と受領委任
 - ・ 代理受領であっても保険者機能を強化することにより、保険者が施術者を直接指導監督する方が効果的であるという意見について、どう考えるか。
 - ・ 代理受領から受領委任となった場合、協定・契約によりルールが明文化されるとともに、請求者が施術所とされ、施術者に対する指導監督が行われることとなることについて、どう考えるか。
- (4) あはき療養費の不正対策
 - ・ あはき療養費について、不正を減らし質の高い施術を確保するため、不正対策や指導監督の強化などの見直しを総合的に行うことについて、どう考えるか。

各論

- (1) 患者本人による請求内容の確認
 - ・ 架空請求・水増し請求を防ぐため、患者本人による請求内容の確認を徹底することとしてはどうか。
- (2) 医師の同意・再同意
 - ・ 虚偽理由による保険請求を防ぐため、医師の同意と、再同意のあり方を検討することとしてはどうか。
- (3) 長期・頻回の施術
 - ・ 1年以上かつ月16回以上の施術について、支給申請書に施術の必要性を記載させるとともに、患者の状態を記載させ、疾病名と合わせて

その結果を分析した上で施術回数の取扱いについて検討することとしてはどうか。

(4) 往療

- ・ 往療料の不正を減らすため、支給申請書に同一日同一建物に往療した場合の記載と、施術した場所を記載させる欄を設けることとしてはどうか。

(5) 療養費の審査体制

- ・ 審査体制を強化するため、審査会を設置して審査できることとしてはどうか。
審査のシステム化について、どう考えるか。

(6) 地方厚生（支）局による指導監督

- ・ 受領委任制度を導入することにより、地方厚生（支）局による指導監督を行えるようにすることについて、どう考えるか。

(7) 施術管理者の登録・要件の強化

- ・ 受領委任制度を導入することにより、施術所・施術管理者を登録する仕組みや、施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みとすることについて、どう考えるか。

(8) 償還払いに戻せる仕組み

- ・ 受領委任制度を導入した場合、問題がある一部の患者について償還払いに戻す仕組みについて検討することとしてはどうか。

(9) 償還払い・代理受領・受領委任

- ・ 償還払いよりも、代理受領・受領委任の方が、架空請求や水増し請求が増えるとの指摘があることについて、どう考えるか。
- ・ 償還払いよりも、代理受領・受領委任の方が、給付費が増えるとの指摘があることについて、どう考えるか。
- ・ 償還払いよりも、代理受領・受領委任の方が、患者の利便性が高いとの指摘があることについて、どう考えるか。

(10) 保険者の裁量

- ・ いかなる支給方法にするかについては保険者の合理的な裁量に委ねられていること、受領委任制度は保険者が地方厚生（支）局・都道府県知事に委任することが端緒とされていることについて、どう考えるか。